

一般社団法人船橋市観光協会補助金交付要綱

(通則)

第1条 一般社団法人船橋市観光協会（以下「協会」という。）に対する補助金の交付については、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところとする。

(交付の目的)

第2条 この要綱に基づく補助金は、船橋市の産業、技術や文化、歴史等の魅力を有する資源を活用し、船橋市における観光の振興を図り、もって船橋市の産業及び経済を活性化させることを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象とする事業及び事務（以下「補助事業等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 観光事業
- (2) 観光案内所運営事業
- (3) 協会運営事務
- (4) その他第2条の目的を達成するために特に市長が必要と認める事業

(補助金の交付額等)

第4条 市長は、観光協会が実施する補助事業等に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）に補助する割合（以下「補助率」という。）を乗じて得た金額を予算の範囲内で補助金として交付する。

2 補助事業等の補助対象経費及び補助率は、それぞれ次の各号によるものとする。

- (1) 観光事業
観光事業内事業単位ごとに別表1に定める補助対象経費及び補助率
- (2) 観光案内所運営事業
観光案内所運営事業内事業単位ごとに別表2に定める補助対象経費及び補助率
- (3) 協会運営事務
協会運営事務内事業単位ごとに別表3に定める補助対象経費及び補助率
- (4) その他第2条の目的を達成するために特に市長が必要と認める事業
事業単位ごとに別表4に定める補助対象経費及び補助率

3 この補助対象経費について、国、県又はその他自治体若しくは団体等から補助金等が交付されている場合は、その収入額を控除した額を補助対象経費とする。

4 この補助金について、寄付金その他の収入がある場合は、事業単位ごとにその収入額をその支出額から控除した額と補助対象経費に補助する割合を乗じて得た金額の低い方を交付する。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、一般社団法人船

橋市観光協会補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助に要する経費の配分の変更（市長の認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。
- (5) その他市長が必要と認める条件

（交付決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定内容及び条件を一般社団法人船橋市観光協会補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（計画変更等）

第8条 補助事業の計画変更等をしようとするときは、速やかに一般社団法人船橋市観光協会補助事業（計画変更・中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請を行い、承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる

部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（計画変更等承認の通知）

第9条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合は補助事業の計画変更等を承認し、一般社団法人船橋市観光協会補助事業計画変更・中止・廃止承認通知書（第4号様式）により通知する。

（実績報告）

第10条 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに一般社団法人船橋市観光協会補助事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合は補助金の額を確定し、その旨を一般社団法人船橋市観光協会補助金交付額確定通知書（第6号様式）により通知する。

（交付請求等）

第12条 規則第15条第2項により補助金の交付を受けようとするときは、一般社団法人船橋市観光協会補助金交付請求書（第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（概算払）

第13条 市長は、特に必要があると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は第7条に規定する一般社団法人船橋市観光協会補助金交付決定通知書（第2号様式）に記載された補助金の交付決定額を上限とする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、一般社団法人船橋市観光協会補助金概算払交付請求書（第8号様式）により、市長に請求しなければならない。

（概算払の精算）

第14条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた事業者が、第11条による通知を受けたときは、一般社団法人船橋市観光協会補助金概算払精算書（第9号様式）により精算手続きを取るとともに、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(決定の取消通知等)

第15条 規則第16条の規定により交付決定の取消し等をするときは、一般社団法人船橋市観光協会補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により通知しなければならない。

2 前項の規定により既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を要するときは、一般社団法人船橋市観光協会補助金返還命令書(第11号様式)により命ずるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 観光協会は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、一般社団法人船橋市観光協会補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(第12号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(関係帳簿の整備等)

第17条 観光協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の交付を受けた日から10年間保存しなければならない。また、市長が必要があると認めた場合は、補助金の交付を受けたものに対し報告を求め又は関係帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(財産の管理)

第18条 観光協会は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)がある場合にあっては、前条の規定にかかわらず、帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する当該取得財産等の耐用年数と10年間のうちいずれか長い期間が経過するまで保管しなければならない。

2 観光協会は、取得財産等について当該取得財産等の保管状況を明らかにしておかなければならない。

3 観光協会は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(財産の処分)

第19条 観光協会は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ一般社団法人船橋市観光協会補助金取得財産等の処分承認申請書(第13号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業が完了した日の属する会計

年度の終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する取得財産等の耐用年数を経過したときは、この限りでない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱の第2条第2号に定める補助金は、平成33年3月31日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、施行日より前に交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正後の船橋市観光協会補助金交付要綱は、令和3年度分の補助金から適用し、令和2年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

（検 討）

市は、この要綱の施行後3年を目途として、本要綱の規定について（別表1から3の補助率について）、その施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所定の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 2 項第 1 号関係)

補助対象経費			補助率
大項目	小項目	説明	
賃金	賃金	短期・臨時のアルバイト賃金に係る経費。	1 / 2
報償費	報償金	講師・司会・出演者等に対する謝礼金等に係る経費。	
旅費	旅費	協会職員の旅費、講師等の招聘に係る旅費、必要最小限の人数で実施する視察研修等の旅費（車賃、船賃、航空賃、宿泊料等）に係る経費。	
需用費	消耗品費	単価 30,000 円以下の事務用品及びイベント時に使用する消耗品。	
	印刷製本費	印刷に係る経費。	
役務費	通信運搬費	切手代、宅配便、インターネット回線代（プロバイダー含む）等に係る経費。	
	広告料	テレビ、ラジオ、新聞、案内看板、のぼり、周知を主たる目的としたホームページ制作等に係る経費。	
	手数料	事務取扱手数料、クリーニング代等に係る経費。	
	保険料	損害保険、イベント保険等に係る経費。	
委託料	一般委託料	協会から他の事業者へ業務や作業等を委託する場合に係る経費。	
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	イベント会場、車両、駐車場、著作権、機材、装飾品等の使用料又は賃借料。施設見学科、体験料。	
備品購入費	備品購入費	単価 30,000 円を超えるイベント時に使用する物品の購入に係る経費	
負担金補助及び交付金	負担金補助及び交付金	千葉県観光物産協会負担金、千葉ベイエリア観光連盟、経済界賀詞交歓会の負担金。湊町ばか面踊り保存会への補助金。船橋市恒例相撲大会への助成金、船橋市北部地区菊花愛好会事業への助成金。	
その他経費	その他経費	上記以外、補助事業を効率的かつ効果的に執行するために必要な経費で市長が認めるもの。	

別表 2 (第 4 条第 2 項第 2 号関係)

補助対象経費			補助率
大項目	小項目	説明	
共済費	雇用保険料	観光案内所運営事業に従事する職員に係る協会負担分の雇用保険料に係る経費。	1 / 2
	社会保険料	観光案内所運営事業に従事する職員に係る協会負担分の社会保険料に係る経費。	
賃金	賃金	観光案内所運営事業に従事する職員の賃金、短期・臨時のアルバイト賃金等に係る賃金。	
旅費	旅費	観光案内所運営事業に従事する職員に係る交通費、短期・臨時のアルバイト等に係る交通費。	
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	観光案内所賃貸借料。	

別表 3 (第 4 条第 2 項第 3 号関係)

補助対象経費			補助率
大項目	小項目	説明	
給料	給料	協会の運営に従事する職員に係る給料。	1 / 2
職員手当等	職員手当等	協会の運営に従事する職員に係る扶養手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当に係る経費。	
共済費	共済費	協会の運営に従事する職員に係る協会負担分の雇用保険料に係る経費。	
		協会の運営に従事する職員に係る協会負担分の社会保険料に係る経費。	
旅費	旅費	協会の運営に従事する職員に係る交通費。	

別表 4 (第 4 条第 2 項第 4 号関係)

補助対象経費	補助率
事業の執行に必要で市長が認める経費	1 / 2

第1号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

下記のとおり、一般社団法人船橋市観光協会補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容

2. 補助事業に要する経費及び補助金申請額

① 事業に要する経費 円

② 補助金交付申請額 円

3. 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

① 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

② ①で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業所である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（ ）

第2号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付け申請のあった一般社団法人船橋市観光協会補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費 円
2. 交付決定額 円
3. 交付の条件
 - ①補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - ②補助事業を中止又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - ③補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - ④一般社団法人船橋市観光協会補助金交付要綱第5条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。
 - ⑤その他市長が必要と認める条件。

第3号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助事業計画変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった一般社団法人船橋市観光協会補助事業を下記のとおり計画変更・中止・廃止したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日
2. 計画変更、中止又は廃止の理由
3. 補助事業の内容（計画変更の場合）
変更前
変更後

第4号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助事業計画変更・中止・廃止承認通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付け申請のあった一般社団法人船橋市観光協会補助事業計画変更・中止・廃止について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日
2. 計画変更、中止又は廃止の理由
3. 補助事業の内容（計画変更の場合）
変更前
変更後

第5号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助事業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった一般社団法人船橋市観光協会補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 当初交付決定額 | 円 |
| 2. 精算額 | 円 |
| 3. 精算後の交付予定額 | 円 |

第6号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付け実績報告のあった一般社団法人船橋市観光協会補助金について、
補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- | | | | |
|------------|---|---|---|
| 1. 交付決定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2. 文書番号 | | 第 | 号 |
| 3. 当初交付決定額 | | | 円 |
| 4. 精算額 | | | 円 |
| 5. 交付確定額 | | | 円 |

第7号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった一般社団法人船橋市観光協会補助金を下記のとおり請求します。

記

補助金請求額

円

第8号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助金概算払交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった一般社団法人船橋市観光協会補助金について、下記のとおり概算払請求します。

記

補助金概算払請求額

円 (年度第 期分として)

第9号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助金概算払精算書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

印

概算払を受けた一般社団法人船橋市観光協会補助金について、下記のとおり精算します。

記

1. 戻入（返納）額	円
2. 概算払額	円
3. 精算金額	円
4. 差引残額	円
5. 過給額	円

第10号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった一般社団法人船橋市観光協会補助金について、交付の取消を決定したので下記のとおり通知します。

記

1. 取消年月日 年 月 日
2. 取消の理由
3. 取消事業に要する経費及び取消となる補助金額
 - ① 事業に要する経費 円
 - ② 取消となる補助金額 円

第 1 1 号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

一般社団法人船橋市観光協会補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1. 返還すべき金額 円
2. 返還期限 円
3. 返還を命ずる理由
4. 返還方法
5. 交付決定年月日 年 月 日
6. 文書番号 第 号
7. 交付決定額 円
8. 既交付額 円
9. 交付確定額 円

第12号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった一般社団法人船橋市観光協会補助金について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付確定額 円
2. 確定申告により確定した当補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること） 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合

など）

3. 添付書類

- ①返還額算出シート（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）
- ②別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別添 添付書類チェック表

申告方式	添付書類	提出書類に☑
消費税の確定申告の義務がない	○免税事業所であることを証する書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	<input type="checkbox"/>
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写）	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>

第13号様式

一般社団法人船橋市観光協会補助金取得財産等の処分承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった一般社団法人船橋市観光協会補助金に係る取得財産等下記のとおり処分することについて、一般社団法人船橋市観光協会補助金交付要綱第19条の規定により、その承認を申請します。

記

1. 取得財産の品目・名称及び取得日

2. 処分の方法

3. 処分の理由